

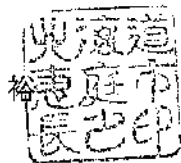
市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用について次のとおり開始する。

その関係図面は、恵庭市建設部管理課において、令和6年11月10日まで一般の縦覧に供する。

令和6年10月28日

恵庭市長 原 田



市道新規認定に伴う供用開始

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始日
1519	戸磯軽工業団地 3号線	黄金南1丁目313番地5	令和6年10月28日
		戸磯345番地24	

供用開始路線図



国道36号

1519戸建軽工業団地3号線

JR恵庭駅

恵庭市立第二中学校

道道 江別恵庭線

供用開始区間

縮尺 1 : 10000

